

協働推進員について

1 協働推進員の役割（検討案）

協働推進員について（検討案）

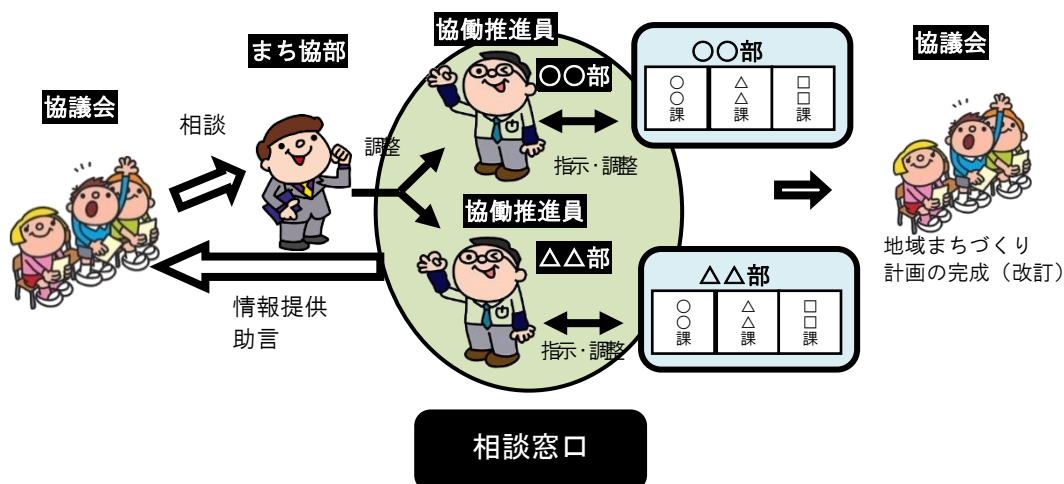
まちづくり協議会の活動を市として総合的に支援するために協働推進員を設置します。協働推進員は、各分野において横断的な対応ができるよう各部の総括副部長を充てることとします。（協働推進員設置要綱に基づく）

協働推進員は、まちづくり協議会が、地域まちづくり計画を策定（改訂）する場合に、各分野の行政の窓口として策定（改訂）に協力します。

また、策定された、まちづくり計画の実現に向け、市との協働の取組みを実施する際において、市の窓口となると共に、各所属間相互をつなぐ役割を担います。

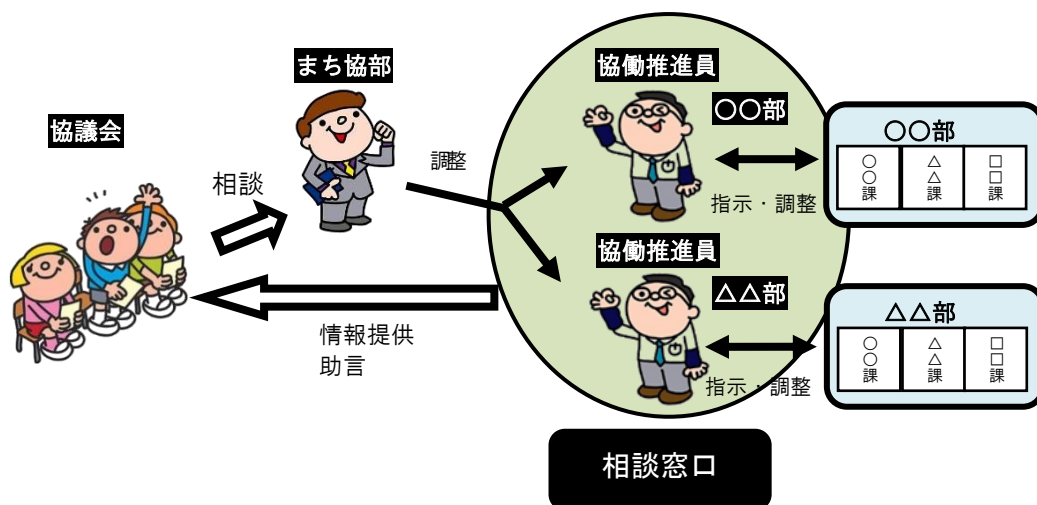
【イメージ】

① 「地域まちづくり計画の策定（改訂）」に係る協働推進員の役割



※協働推進員は基本として地域まちづくり計画の策定（改訂）に係る地域の会議等には出席する必要はありません。・・・（内部での説明用であり公表する際は削除します。）

② 「地域まちづくり計画に基づく協働の取組み」に関する協働推進員の役割



※相談があった場合に必ず協働事業を実施するものではありません。

・・・（内部での説明用であり公表する際は削除します。）

行政とまちづくり協議会の協働事業例

| 協働事業例 | |
|---|--|
| ■地域から行政へ提案した協働事業 | |
| ・ 健康長寿（元気な百寿者）のまちづくりの取り組み （健康増進課、介護保険課、長寿いきがい課、中央地域包括支援センター） | |
| ・ （仮称）野路芋復活準備会議（農林水産課） | |
| ・ 狼川河川公園整備事業およびモニュメント設置（公園緑地課、景観課） | |
| ■行政から地域へ提案した協働事業 | |
| ・ 男女で学ぶ介護教室の実施（企画調整課） | |
| ・ 防犯マップ作成（危機管理課） | |
| ・ 防災訓練（危機管理課） | |
| ・ 地区防災計画の作成（危機管理課） | |
| ・ 自主防災研修会（危機管理課） | |
| ・ 地域支え合い送迎支援活動（社会福祉課） | |
| ・ 安心のバトン（長寿いきがい課、危機管理課） | |
| ・ 地域支援事業構築のためのモデル事業 （中央地域包括支援センター） | |
| ・ 啓発看板の点検と整理（景観課） | |
| ・ まちあるき（景観課） | |
| ・ ゾーン30導入（交通政策課、道路課） | |
| ・ 老上小学校分離新設校の通学路の安全点検（スポーツ保健課） | |